

龍ヶ崎市立城西中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のものと いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

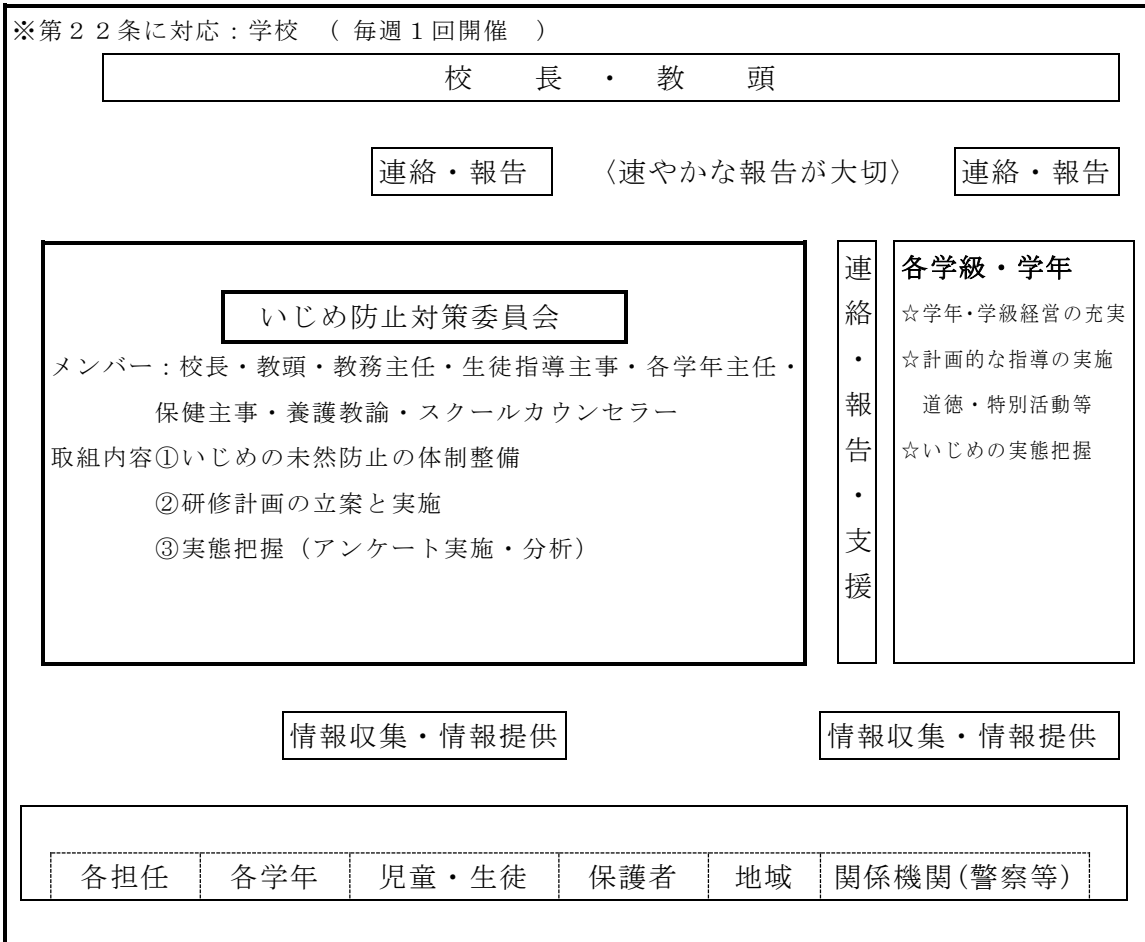
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要

であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

①いじめ問題に取り組むための組織づくり

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」



②授業づくりを核とした人間形成の推進

生徒が学校生活の大半を占める「授業」こそ、生徒の人間形成及び中学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

ア 授業の場で生徒の居場所をつくる。

イ グループ・ペア学習を取り入れたわかる授業を行い、生徒の主体的な態度を養う。

ウ 言語活動を充実させ、言語力を高める。

授業をとおして、生徒の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

③生徒会活動の充実

生徒会を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、生徒たちを主体にいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

④ライフスキル学習・道徳や学級活動の充実

集団生活をとおして、生徒の望ましい行動や行為を賞賛する場面を多く設定し、自

尊感情の育成と信頼関係の構築を図る。

⑤開発的予防的な生徒指導の活動計画の策定

龍ヶ崎市立城西中学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画（案）

学校行事	学校としての取組	生徒主体の活動	
		生徒会活動	委員会活動
4月 ・入学式 ・新入生歓迎会 ・授業参観 ・3年非行防止教室	◆いじめ防止対策委員会 1 ◆校内生徒指導全体会 1 ・指導方針 ・指導活動計画等 ◆学年・学級開き人間関係づくり ・ライフスキル学習①	★あいさつ運動	●あいさつ運動 (生活委員会)
5月 ・部活動保護者会 ・1年情報モラル教室 ・3年修学旅行	◆いじめ防止対策委員会 2	★生徒総会 ・スローガン設定 ★あいさつ運動	●クリーン作戦 (環境委員会) ●小中合同あいさつ運動 (生活委員会)
6月 ・総体壮行会 ・市総体 ・第1回定期テスト	◆情報モラルに関する講演会 ◆いじめ防止対策委員会 3 ◆学校生活アンケート 1	★あいさつ運動	
7月 ・県南総体 ・3年性教育講演会 ・三者面談	◆いじめ防止対策委員会 4 ◆いじめ調査まとめ(市提出)	★スローガン評価 ・自己評価 ★あいさつ運動	
8月	◆いじめ防止対策委員会 5 ◆校内生徒指導全体会 2 ・いじめ校内研修 ・情報共有		●クリーン作戦 (環境委員会)

9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・新人戦壮行会 ・市新人大会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆長期休暇明け人間関係づくり ◆いじめ防止対策委員会6 ◆学校生活アンケート2 	★あいさつ運動	●あいさつ運動 (生活委員会)
1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・前期終業式 ・後期終業式 ・県南新人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会7 ◆ライフスキル学習② 	★あいさつ運動	●心の健康増進運動 (保健委員会)
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱祭 ・2年薬物乱用防止教室 ・三者面談 ・2年職場体験 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会8 ◆学校生活アンケート3 	<ul style="list-style-type: none"> ★龍の子サミット ★スローガン評価 ・自己評価 ★あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中合同あいさつ運動 (生活委員会) ●読書推進月間 (図書委員会)
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会役員選挙 立会演説会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会9 ◆いじめ調査まとめ(市提出) 		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学診1,2年 ・3年三者面談 	◆いじめ防止対策委員会10		●あいさつ運動 (生活委員会)
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー宿泊学習 ・新入生保護者説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会11 ◆ライフスキル学習③ 	★スローガン評価 ・自己評価	
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆いじめ防止対策委員会12 ◆校内生徒指導全体会3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討 ◆いじめ調査まとめ(市提出) 	★学校フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ●正しい生活確立推進運動 ●あいさつ運動 (生活委員会)

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

<早期発見のための学校としての取組>

①教師と生徒の普段のかかわりを深める。

教師は生徒に対してほめ言葉、認めてあげる言葉をかけてあげる。教師同士でも生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いの良さを発見できる心を育む。

②学校生活(いじめ)アンケートの実施

③学校だよりを活用した「いじめ防止」への啓発

生徒指導通信「ネバーギブアップ」の発行

④関係諸機関との連携

所轄警察及び市教育センター、こども課と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑤インターネットを通して行われるいじめに対する対策

メディア教育指導員による講演会を実施し、情報モラルの向上を図る。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

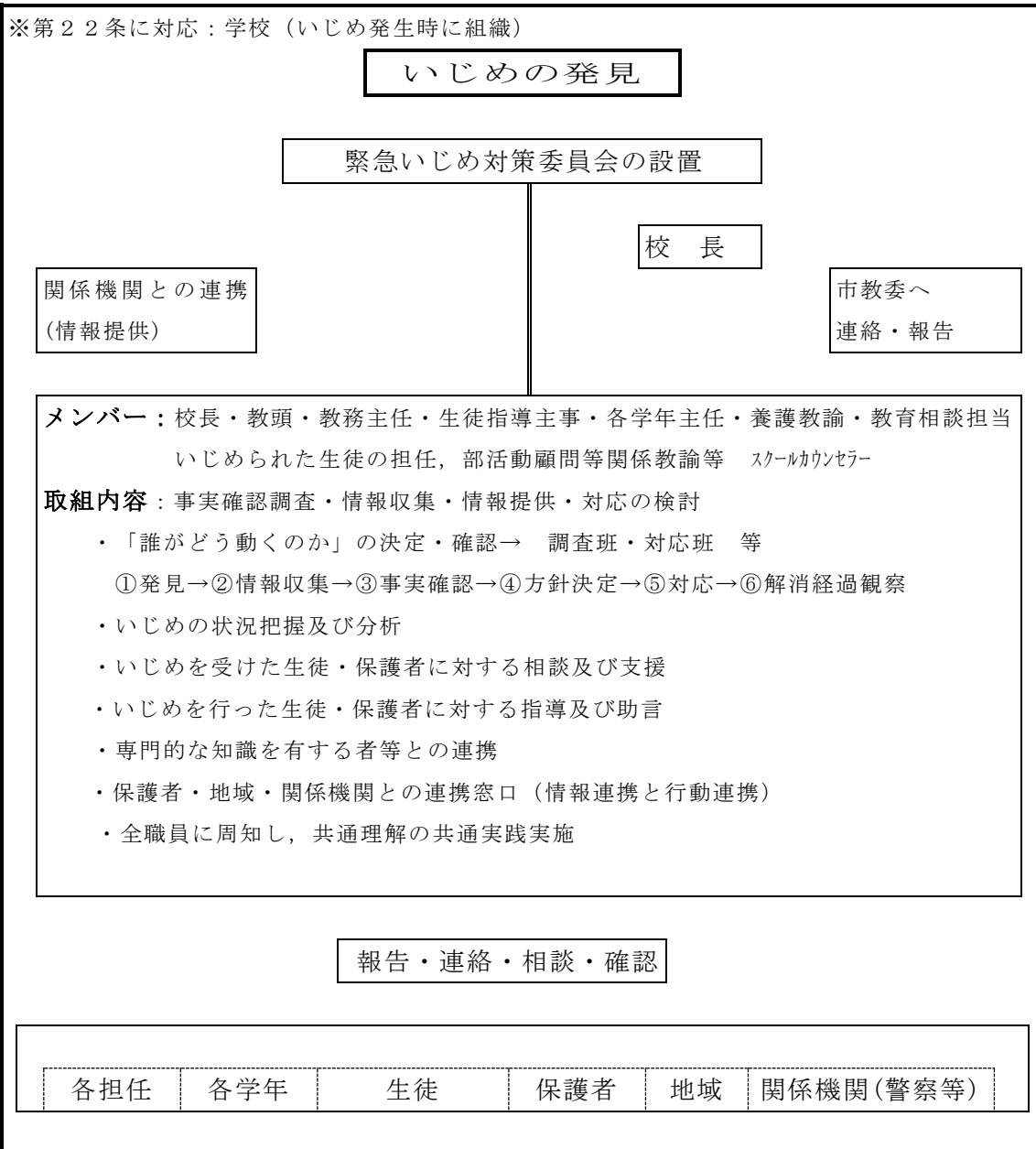
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

<早期対応のための学校としての取り組み>

①いじめ問題に取り組むための組織

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」（初期対応）



②重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◆第28条に基づく「重大事態の調査組織」設置にあたって

第28条(学校の設置者又は学校による対処)

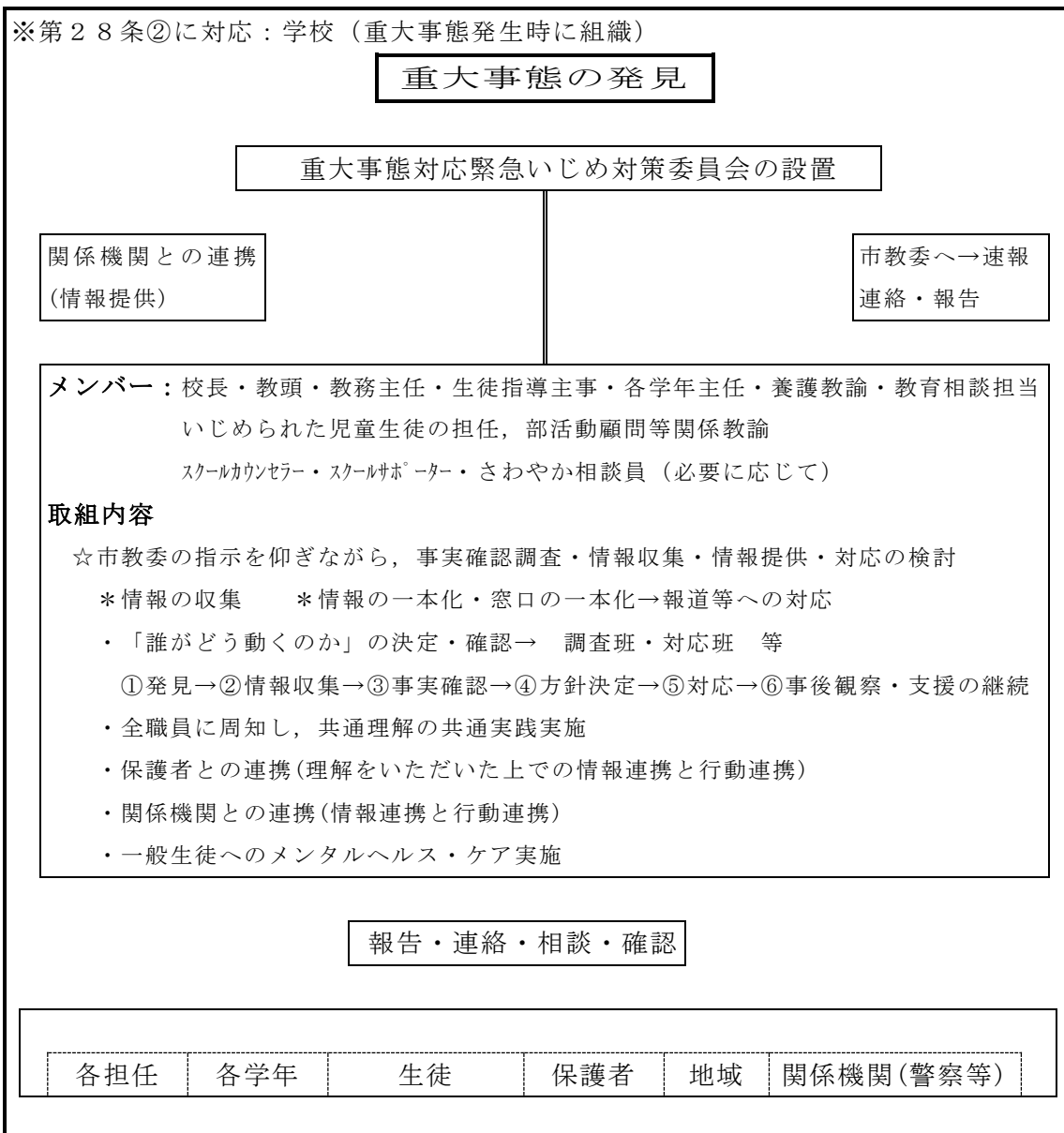
学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

●重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
学校の設置者又は学校は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする
学校が調査を行う場合においては、学校の設置者は、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を行うものとする

※第22条に基づく組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて市教育委員会と協議の上適切な専門家を加えるなどの方法が考えられる。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 いじめが起きた場合の対応（具体例）

いじめられた生徒に対して

生徒対応

- ・共感することで心の安定を図る。
（事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れる）
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自尊感情が高まるよう、自信をもたせる言葉をかける。

保護者対応

- ・発見した場合速やかに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安定な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を図りながら、解決に向け取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるのかも知れません。
- ・家庭での甘やかしが問題でないでしょうか。
- ・クラスにはいじめはないと思うのですが…。
- ・どこかに相談に行ってみてはどうでしょうか。

いじめた生徒に対して

生徒対応

- ・生徒対応・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめが人として決して許すことのできない行為であること、いじめられる側の気持ちを考えさせる。

保護者対応

- ・直接面談を行い、正確な事実関係を説明する。
- ・いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

日頃からの連携が不足しているため、保護者から発せられる言葉――

- ・ いじめられる側にも問題や理由があるのだろう。
- ・ 学校がもっときちんと指導してくれていれば…。
- ・ こんなに深刻になる前に、なぜもっと早く連絡してくれないのか。

周りの生徒たちに対して

- ・ 「いじめは絶対許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校の生徒全体に示す。
- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲裁者」への転換を促す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・ いじめ問題を他人事と考えず、自分たちの問題であるという認識をもたせる。

5 その他の重要事項

◆ 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ①いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ②いじめの早期発見・対応に関する取組について